

NEWS
まちの
お知らせ

NEWS
暮らし
9月2日(月)個人
事業税の納期限
(第1期)

9月2日(月)は、個人事業税
第1期の納期限です。
●8月8日(木)に納税通知書を
送付します
●今年度の納期は、9月(第
1期)と12月(第2期)の
2期に分かれています
※年額が1万円以下の場合
は第1期のみです
●年の途中で事業を辞めた方
の納期については、別に指
定します
問合せ先 空知総合振興局納
税課 ☎20・0055

NEWS
暮らし
役場町民サロ
ンをバス待合所と
して開放

町では、町内の公共交通
をより快適にご利用いただく
ため、役場町民サロンを次の
時間、バス待合所として開放
しております。

町民サロンの開放時間内は、
トイレ、自動販売機の使用も
できますので、バスの待ち時
間などにご利用ください。

町民サロン開放時間

○月曜日～金曜日

午前6時～午後6時

○土曜日

午前8時30分～午後1時

※クリーニングシエルトー開設

時は午後5時まで

町民サロン風除室開放時間

○月曜日～日曜日

午前6時～午後8時

問合せ先 企画振興課地域振

興係 ☎53・2325

NEWS
暮らし
低所得の子育て
世帯へ給付金を
支給します

物価高騰の影響が特に大き
い低所得の子育て世帯へ給付
金を支給します。

支給額 児童1人当たり5万

円
支給対象世帯 次の①または
②の給付金の対象となった
世帯で、令和5年12月1日

現在、18歳以下の児童(平
成17年4月2日以降に生ま
れた児童)がいる世帯、も
しくは令和6年8月30日ま
でにお子さんが生まれた世
帯

①令和5年度月形町物価高騰
対応重点支援臨時給付金
(令和5年度住民税非課税
世帯への7万円給付)

②月形町住民税均等割のみ課
税世帯重点支援臨時給付金
(令和5年度住民税均等割
のみ課税世帯への10万円給
付)

令和5年1月1日に月形町
に住民登録のあった対象世帯
には、通知書を送付していま
す。それ以外で、対象と思わ
れる世帯は申請(申請期限は
令和6年8月30日)が必要で
すので、左記にお問い合わせ
ください。

問合せ先 保健福祉課地域福
祉係(保健センター内) ☎
☎53・3155

第3回定例会開催のお知らせ
傍聴へお気軽においでください

令和6年第3回月形町議会定例会が、次の日程で
開催される予定です。

傍聴するための手続きは簡単で、傍聴人受付票
に住所と氏名を記入するのみです。

日時 9月3日(火)～10日(火) 午前10時から
※日程は休会を含め都合により変更
する場合がありますのでご承知お
きください

場所 役場3階議場

問合せ先 議会事務局 ☎ ☎53・2321(内線372)
Eメール: gikai@town.tsukigata.hokkaido.jp

9月2日は
納期限です
町・道民税
国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料 第2期

～2024年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	7月31日	9月30日	12月2日		
町・道民税	7月1日	9月2日	10月31日	12月25日		
国民健康 保険税	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日
後期高齢者 医療保険料	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日
介護保険料	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日



令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ給付金を支給します

物価高騰による家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯）へ給付金を支給します。

対象世帯 令和5年12月1日時点で月形町に住所を有しており、令和5年度分の市町村民税が均等割のみ課税である世帯の世帯主

※世帯の全員が「住民税が課税されている人」の扶養親族などである世帯、令和5年度に価格高騰重点支援給付金（3万円／世帯）または物価高騰対応重点支援臨時給付金（7万円／世帯）の給付を受けている世帯は対象外となります

支給額 1世帯当たり10万円

申請期限 8月30日（金）

支給方法 対象世帯へは7月中旬頃に確認書を送付していますので、同封の返信用封筒に入れて、申請期限までに「保健センター」へ返送をお願いします。それ以外の方で、対象と思われる世帯は申請が必要です。次の連絡先にお問合せください。

問合せ先 保健福祉課地域福祉係（保健センター内）
IP 53・3155



簡易専用水道検査のお知らせ

各施設、事業所などにおいて、水道から供給される水だけを一度受水槽にためてから供給する水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものを「簡易専用水道」と言います。

「簡易専用水道」の設置者は、水道法の規定により、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において、年に1回以上の検査が義務付けられています。

昨年度、月新水道企業団の検査を受けた事業所などには、検査についての通知をしていますが、今年度、新たに月新水道企業団による検査を希望される場合は、左記まで問合せください。

問合せ先 月新水道企業団 工務係 ☎ IP 53・2365

自衛官募集 ～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
航空学生	海：18歳以上23歳未満の方（高卒の方（見込含）または高専3年次修了の方（見込含）） 空：18歳以上21歳未満の方（高卒の方（見込含）または高専3年次修了の方（見込含））	9月5日
第2回一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月末日現在、33歳に達していない方）	9月3日
第3回自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月末日現在、33歳に達していない方）	9月3日
防衛医療大学校医療科学生	18歳以上21歳未満の方（高卒の方（見込含）または高専3年次修了の方（見込含））	10月9日
防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生）	18歳以上21歳未満の方（高卒の方（見込含）または高専3年次修了の方（見込含））	10月2日
防衛大学校学生（一般）	18歳以上21歳未満の方（（自衛官は23歳未満）高卒の方（見込含）または高専3年次修了の方（見込含））	10月17日

つきがた花火大会を開催します

今年は秋に花火大会を開催します。約3,000発の花火を打ち上げます。近くから見ると迫力満点でご覧いただけます。ぜひ、会場にお越しください。

開催日時 9月7日（土）19時から

開催場所 皆楽公園

問合せ先

月形イベント委員会事務局
（企画振興課商工観光係） ☎ IP 53・2325

令和6年度

樺戸監獄物故者追悼式

道内開拓の礎を築き、樺戸監獄に殉じた人々の追悼式を次のとおり執り行います。

開催日 8月30日（金）

時間 午後2時から

場所 樺戸監獄物故者慰霊碑前

（月形町南耕地 篠津山霊園）

※荒天の場合は多目的研修センターで行います



問合せ先

総務課総務係 ☎ IP 53・2321
Eメール: somu@town.tsukigata.hokkaido.jp

2025年農林業センサスが実施されます

農林水産省では、令和7年2月1日現在で、「2025年農林業センサス」を実施します。

この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

令和6年12月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。



8月は

歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島

北方領土返還要求運動強調月間

「知ること」が 四島(しま) 返還の 第一歩

我が国固有の領土である歯舞群島・色丹島・国後島および択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民、国民の長年にわたる願いです。

北海道では、一日も早い北方領土問題解決のため、毎年8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として重点的に各種運動を実施しています。今年も8月23日(金)に札幌市で開催される「北方領土返還要求北海道・東北国民大会」に併せ、全道各地でさまざまな運動を展開しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

強調月間中は、町民サロン、樺戸博物館に北方領土返還要求署名コーナーを設置します。ご賛同いただける方は署名にご協力をお願いします。

問合せ先

北海道総務部北方領土対策本部運動交流グループ
☎ 011・204・5069

令和6年度子宮頸がんワクチン接種費用助成について

月形町では、子宮頸がんワクチン接種の費用を、左記対象者に特例措置として助成しています。特例措置は令和7年3月31日までとなりますので、接種希望者は計画的に接種を進めていきましょう。

【特例措置による助成対象者】
平成9年度～19年度生まれの女性で、接種が終了していない方



ンを接種します

2価…1回目接種後、1ヵ月後に2回目を接種

種、1回目から5ヵ月後かつ2回目から2ヵ月半後に3回目接種

4価…1回目接種後、1ヵ月後に2回目を接種、2回目から2ヵ月後に3回目接種

9価…1回目接種後、2ヵ月後に2回目、6ヵ月後に3回目を接種

【実施医療機関】
(1) 出口小児科(岩見沢市7条西5丁目)
(2) あくつこどもクリニック



(3) (岩見沢市10条西4丁目) さとうキッズクリニック(岩見沢市大和1条9丁目大和タウンプラザ)
(4) 岩見沢市立総合病院 小児科外来(岩見沢9条西7丁目)
(5) 月形町立病院(月形町市北6)
※月形町立病院で接種を希望される方は、接種希望日の1週間前までに、保健福祉課保健係へ予約をしてください
予約・問合せ先 保健福祉課 保健係 ☎ 53・3155
Eメール: hoken@town.tsu kigatahokkaido.jp



運転免許自主返納窓口を開設します

高齢者などの運転免許返納に係る手続きの負担軽減を目的として、運転免許自主返納窓口を次のとおり開設します。

自主返納に関する相談のほか、自主返納される方に商品券を交付する支援事業の申請も受け付けますので、ご利用ください。

日時 8月26日(月)午前10時～

正午

場所 役場1階市民サロン
持ち物 運転免許証(有効期限が切れた場合は、自主返納できません)

●運転経歴証明書の交付を希望される場合(運転免許証の代わりとなる身分証明書)

①収入証紙1100円

②収入証紙代金の振込を希望する通帳

③申請写真1枚(縦3cm×横2.4cm、撮影後6カ月以内、無帽、正面、顔写真、無背景)

④印鑑

その他

●行政処分中の手続きの方は運転免許証を自主返納でき

ない場合があります

●自主返納を希望されるご本人がお越しください

●運転免許を自主返納された場合、車の運転ができなくなりしますので帰りの交通手段にご注意ください

問合せ先 総務課危機管理係

☎IP53・2321



熱中症を予防しましょう

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態のことです。

熱中症は、室内で何もしないときでも発症します。

救急搬送されたり、場合によっては死亡したりすることがあるため、注意が必要です。

熱中症を防ぐには、自身の体調の変化に気をつけるとともに、周りの方や周辺の環境にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

地域おこし協力隊の石原絢子による

今日からできる!

花のある暮らし

LESSON⑧

こんにちは。月形町地域おこし協力隊の石原絢子です。こちらのコーナーでは日常で楽しむお花のお手入れ方法や長く楽しむコツなどをご紹介します。

今回は「お花を贈る際の花選び」についてです。

お花を贈るとき、その用途によっては使わないほうが良いものや、おすすめの花言葉があります。ごく一部ですがご紹介します。

①お祝いにおすすめのお花

開店祝いやお誕生日などでお花を贈ることも多いと思います。例えば^{こちょうらん}胡蝶蘭。花言葉は「幸福が飛んでくる」など。昔から鉢物でも人気のお花ですが、最近は切り花で複色の小さな花^{かけい}経のものも多く、花束やアレンジメントにもポイント使いしやすくなりました。少しカジュアルな贈り物でしたら「常に前進」という花言葉を持つガーベラもおすすめです。ユリや胡蝶蘭、バラなど1輪1輪が華やかなお花が好まれます。

②お悔やみやお供えのお花

お供えのお花は、年月や飾るご家庭のようすも気遣いつつ色やお花の種類を選ぶことをおすすめします。お花屋さんにオーダーされる際も、亡くなられた方の個性や飾るご家族のようすなどをお伝えすると適した色合い(白作りや淡色作りなど)で用意してもらえます。ちなみに、ナルコユリには「心の痛みが分かる人」という花言葉があり、私はアレンジに添えることが多いです。白い菊には「お悔やみ申し上げます」、リンドウには「悲しみに寄り添う」という花言葉があります。

③お見舞い・快気祝い

お見舞いに鉢植えはNGなのはよく聞くお話ですね。これには「根付くといけないから」という意味合いがあります。治療中や快気後はナーバスなことも多いので、そんな心に寄り添うような優しい色合いや香りのものがおすすめです。個人的には、ユリやゼラニウムなど香りの強いお花や、原色系の元気いっぱいなアレンジメントは避けるようにしています。また、お祝いの花同様、前向きな花言葉や未来への希望を感じる花言葉がおすすめです。アルストロメリアには「未来への憧れ」という花言葉があるので、そっと忍ばせても素敵ですね。

簡単にご紹介でしたが、お花を贈る時に思い出していただけると嬉しいです!



NEWS
健康
こころの健康相談
の実施について

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師による「こころの健康相談」を実施しています。

8月の相談については次のとおりです。

日時 8月15日(木) 午後1時～午後3時

実施場所 岩見沢保健所
実施内容 精神科医師との面接相談

申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください。申込多数の場合は、別日で調整させていただきます。

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています (平日午前9時～午後5時)

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係 (岩見沢市8条西5丁目)
☎20・0122

NEWS
表彰
故平田文義さんが
特旨叙位受章

令和6年3月19日に逝去されました元月形町議会議員故平田文義さん(市北6)に、特旨叙位(従六位)が発令され、6月26日に上坂町長からご息女の村形いづみさんへ伝達されました。

故平田文義さんは、平成3年5月から平成31年4月までの7期28年、月形町議会議員を務められました。

在籍中、町政の推進に大きく貢献されたことが認められ、今回の特旨叙位受章となりました。



月形町最終処分場について

月形町では現在、可燃ごみおよび大型ごみを岩見沢市の「いわみざわ環境クリーンプラザ」にて焼却処分を委託しています。不燃ごみについては月形町の最終処分場に埋め立てています。

月形町では毎年度、不燃ごみの量とその埋立に使用した覆土を計算し、最終処分場があと何年間使用できるかの調査を行っています。下記のとおり、令和5年度の調査結果をまとめましたので、お知らせします。

R4年度末埋立地残余容量	R5年度埋立容量(覆土含む)	R5年度末埋立地残余容量
15,558m ³	460.5m ³	15,097.5m ³

●今後の予測

年間不燃ごみ予定量(R5実績:286 t)	年間埋立予定容量(覆土含む)	使用可能年数
① 250 t の場合	440 t	約34年
② 300 t の場合	504 t	約30年
③ 350 t の場合	568 t	約27年

※使用可能年数は、(R5年度末埋立地残余容量)/(年間埋立予定容量)で算出

先月号の廃棄物クイズの答え

Q 月形町内では令和5年度に何tのごみが回収されているでしょうか

A 約1,179t (月形町民1人あたり約415kg/年)

【解説】

令和5年度は約1,179tの廃棄物が回収されました。その内訳は可燃ごみが771t(65.4%)、資源ごみが243t(20.6%)、不燃ごみが165t(14.0%)となっています。

廃棄物クイズ

問題

家電リサイクル法で定められている家電は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコンである。
○か×か

答えは来月号へ

問合せ先

住民課生活環境係 ☎IP53・2323 Eメール:jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp



月形のふるさと 特産品開発を支援します

町では、「道の駅」のオーブンに向けて、「道の駅」の魅力向上、町の地場産品の付加価値の向上のため、重点的に特産品開発を支援することとし、「ふるさと特産品開発補助事業」を実施しています。新たな特産品を開発し、月形町を盛り上げたいとお考えの方は、ぜひ補助金制度をご活用ください。

対象者

- ・町内対象者…町内に住所を有する個人・法人・団体
- ・町外対象者…道内に本店・営業所・事務所などを有する法人

補助対象事業

- ・新たな特産品の開発または商品化に関するものであること
- ・道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること
- ・開発した商品を納入することとに確実性があること
- ・販売予定価格および販売価格が適正であること
- ・町の特産品として定着することが期待されるものであること

過去の実績

- ・町内産農作物を使ったアイスクランデーの開発
- ・オーガニックな食材と町内産農作物を使ったローグラノラの開発
- ・町内産農作物を使ったスイーツ商品の開発
- ・月形の景観（自然・歴史・文化）をデザインした文具と生活雑貨の開発
- ・ご当地カレー（レトルト商品）の開発
- ・町内産米粉を使ったお菓子の開発

申請方法

補助を希望する方は、申請期間内に企画振興課に申請書を提出してください

※申請後ふるさと活性化運営協議会において、計画内容のプレゼンテーションを行っていただきます

申請期間

9月2日(月)～13日(金)申請前に下記までご連絡ください

補助額

- ・町内対象者…補助対象経費の10分の9以内（上限100万円）
- ・町外対象者…補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

円

その他

- ・本事業は令和7年度までの期限付き事業となります
- ・補助対象経費となるのは、補助が決定した日以降の経費となります。交付決定前に支出された経費については、補助対象となりませんので、ご注意ください

申請・問合せ先 企画振興課

地域振興係 ☎ 53・2325



ふるさと活性化 事業をご活用ください

町では、月形町ふるさと活性化事業として、町内に住所を有する方や団体などに対し、「町民自らが行う町の活性化事業」の奨励および助長のための補助金を交付しています。

これから、まちづくりやまちおこしのためのイベントを行いたいなどとお考えの方は、ぜひ補助金制度をご活用ください。

対象者

- ・町内に住所を有する方、町内に事業所などを有する法人または団体など

補助対象事業の例

- ・特産品のPRや商品開発例…地場農産物直売促進事業や販路拡大事業など
- ・国際交流や地域間交流を目的とした事業
- ・例…海外親善訪問交流など
- ・文化やスポーツの振興を目的とした事業
- ・例…コンサート開催、各種スポーツ講習会開催など

過去の実績

- ・月形町産の花を活用した花飾り事業
- ・鉄道模型展開催事業
- ・起業支援事業 など

申請方法

補助を希望する方は、申請期間内に企画振興課に申請書を提出してください

申請期間

9月2日(月)～13日(金)申請前に左記までご連絡ください

補助額

補助対象経費の4分の3以内で、一つの事業につき100万円が限度

申請・問合せ先

企画振興課

地域振興係 ☎ 53・2325



知っていますか？ 道の「苦情審査委員」制度

苦情審査委員制度とは北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度です。

皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

皆さんに代わり、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、北海道の関係機関に対し、必要な調査などを行います。

審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、北海道の機関に是正や改善を求めます。

個人情報保護にも十分配慮します。

苦情申立窓口 北海道庁道政相談センターまたは空知総合振興局総務課

※苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています

※道のホームページから申立書をダウンロードできます

問合せ先 北海道総合政策部 知事室道政相談センター

(札幌市中央区北3条西6丁目) ☎ 011・204・5523

【車両系建設機械（整地・運搬・
積み込み用および掘削用）運転
技能講習】

日時 10月5日（土）・6日（日）

2日間 午前9時から午後
6時15分まで

受講料 4万6000円（消
費税・テキスト代込）

締切日 9月25日（水）

【刈払機取扱作業者安全衛生
教育】

日時 10月26日（土）午前9時か
ら午後4時

受講料 1万4000円（消
費税・テキスト代込）

締切日 10月16日（水）

【ワード・パソコン初級講座】

日時 9月18日（水）～10月9日
（水）

4日間 午後1時30分
～午後3時30分

受講料 5000円（消費税・
テキスト代込）

テキスト代込）

締切日 9月11日（水）

申込先・問合せ先 美唄地域
人材開発センター ☎63・4

218

地域公共交通の活用事例を紹介します

～札幌線代替バス月形当別線を活用した買い物ツアーの実施～



6月10日（月）に市南老人クラブ（緑豊会）が市南地域の高齢者を対象に、「札幌線代替バス月形当別線」を利用した、当別町のスーパーアークスへの買い物ツアーを実施しました。

この取り組みは、令和3年度より公共交通の利便性の認識を図ることを目的に行われており、今年で4回目の実施になります。

参加された方からは、「周りの協力を得ながら、安全に楽しく買い物することができる」「みんなで移動することで、地域の交流促進にも結びついている」との声があり、バスの利用促進のほか、路線バスを活用した地域コミュニティの醸成が図られています。

【活用内容】

○参加者数：16名

※例年より参加者が多くなったため、運行事業者の協力のもと、当日に限り、ハイエースからポンチョに車両を変更していただきました

○参加費用：バス代 800円（往復）・買い物代

※札幌線代替バスの乗車料金は、町で70歳以上の方に配布している「月形町ぬくもり福祉券」の利用もできます

○乗降など：【当別行き】市南バス停 10時47分発・スーパーアークス前バス停 11時19分着

【自由時間】2時間15分（買い物、食事など）

【月形行き】スーパーアークス前バス停 13時34分発・市南バス停 14時3分着

現在、町内路線バスの利用者数が減少しており、路線の維持・確保が課題となっております。

1人でも多くの方が路線バスを利用することで、私たち自身の将来の交通手段の確保、交通まちづくりの推進、そして、地域の未来を守ることに繋がります。

今回の活用事例を参考に、ぜひ、路線バスを利用してみてください。



問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎ IP 53・2325 Eメール：chiikisinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町長選挙および月形町議会議員再選挙が執行されます

任期満了に伴う月形町長選挙および月形町議会議員再選挙は、9月24日に告示され、9月29日が投票日となります。月形町の代表者を決める大切な選挙です。棄権することなく投票しましょう。



★投票日 9月29日(日)
★投票時間 7:00～19:00
★告示日 9月24日(火)
★期日前投票期間
9月25日(水)～28日(土)

立候補予定者説明会

開催日 8月13日(火)
時 間 13:30～
場 所 月形町役場大会議室

投票できる方

次の2つの要件を満たしている方

- ①令和6年9月29日現在で満18歳以上の方（平成18年9月30日以前に生まれた方）
- ②令和6年9月23日現在で、引き続き3カ月以上月形町の住民基本台帳に登録されている方（令和6年6月23日までに転入の届出をした方）

投票できない方

- ①選挙人名簿に登録されていても、欠格者（禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方など）、誤登録者など選挙当日選挙権を有していない方
- ②選挙当日までに月形町に住所を有しなくなった方（町外に転出した方）

投票入場券を郵送します

投票は、投票入場券に記載されている投票所で行ってください。なお、入場券を紛失しても選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、来場の際、投票所の係員に申し出てください

期日前投票・不在者投票をご利用ください

■期日前投票

次のような方は、「期日前投票」ができます

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ・買い物などで、投票日に指定の投票所に来れない方

【投票時間】8:30～20:00

【投票場所】月形町役場1階 選挙管理委員会室（町民サロン側からお入りください）

※投票の際は、入場券の裏面の宣誓書に必要事項を記入の上、持参してください

■不在者投票

投票日に投票所に行くことができず、かつ期日前投票所にも行くことができない方には、次の「不在者投票」ができます。この場合、投票用紙の請求などを郵送で行うため、早めの手続きをお願いします。

- ・指定された病院・施設などに入院、入所している方（その施設などに申し出ると施設内で不在者投票ができます）
- ・月形町以外の住所に長期滞在している方

問合せ先 月形町選挙管理委員会 ☎ IP 53・2321 Eメール: senkan@town.tsukigata.hokkaido.jp

「男女共同参画社会」を 実現させましょう

男女共同参画社会とは？

「男女共同参画って、なんだか難しそう…。」「自分には関係ないんじゃないかな？」と思っている人はいませんか？

特に「参画」という言葉は、あまり聞き慣れませんかよね？これは、単に「参加」するということではなく、方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを意味します。

男女共同参画社会とは、「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」と言うことができます。

こんな経験ありませんか？

「男性は仕事、女性は家庭」という価値観に縛られすぎていませんか？「男は強くなければ！」と悩みを誰にも言えずにひとりで抱え込んでいる人はいませんか？「女だから控え目にしなくては…。」と遠慮している人はいませんか？

もちろん、「男らしくなりたい！女らしくなりたい！」と思うことはあなたの自由です。しかし、無理に自分を「らしさ」の型にはめようと考えたり、それを他人に強要したり、されたりとなると、とても窮屈な気持ちがしてくるのではないのでしょうか？

日常生活の中で、「男だから…、女だから…」と多くの「当たり前」と思われていることに疑問を感じたら、「男女共同参画」について少しだけ考えてみませんか？

こんな時、あなたならどう思いますか？

- ・女なんだからそこまで頑張って働かなくてもいいんじゃない？
- ・女の子でしょう？もう少しおとなしくできないの？
- ・男なんだから仕事を最優先させなくちゃ！家事や子育ては妻に全部任せておけばいいんだよ！
- ・男のくせに！もっとしっかりしてよ！
- ・男のくせにお酒も飲めないの？情けないな！

なぜ必要なの？男女共同参画社会基本法

日本の憲法には個人の尊重、男女の平等がうたわれています。しかし、実際にはまだ、大切な意思決

定の場に女性が加わっていなかったり、職場や家庭などさまざまな場で男性の方が優遇されていると感じたりすることが多いようです。

また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

男女共同参画社会基本法はこうした新しい社会をつくっていくための5本の柱（基本理念）を打ち立て、国や地方自治体、国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

基本法 5 つの柱（基本理念）

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊重を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男だから…」「女だから…」ではなく、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう

②社会における制度または慣行についての配慮

「男は仕事、女性は家庭」などの固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度やあり方を考えていきましょう。

③政策などの立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。物事を決める場に「参加」するだけでなく、決定に至るまでの過程に加わって「参画」しましょう。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員。お互いに協力し、社会支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習をしたり、地域活動をしたりできるようにして行きましょう。

⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

日々の生活の中で、男女共同参画の視点を持って過ごすことは社会を豊かにするために重要なことです。ぜひ、ご自身の生活の中で、男女共同参画社会の推進に向けて、あらゆる場面で実践していきましょう。

問合せ先

北海道環境生活部くらしの安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ ☎ 011・204・5217
企画振興課企画係 ☎ IP 53・2325 Eメール：kikaku@town.tsukigata.hokkaido.jp